

## Ⅰ 総論

### 1 いじめの定義及び本県における防止等に関する考え方

#### (1) いじめの定義と理解

(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
  - 心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
  - 物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等
- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。
  - また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。
  - いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛

を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の間所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## (2) 本県における防止等に関する考え方

国の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本県においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

### ① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する県民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心をも

ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子供を育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。そのため、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

#### ② いじめの早期発見の取組の充実

本県においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

ただし、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や学校の設置者は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

#### ③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

本県の全ての学校（公立・私立）においても、これまで進めてきた組織的・継続的指導の一層の徹底を図っていく必要がある。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導體制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

#### ④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深

刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備することが必要である。

#### ⑤ 地域や家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努めるものとする。

#### ⑥ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げるのが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等の人権擁護機関等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

## 2 学校いじめ防止基本方針策定の意義

### （学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

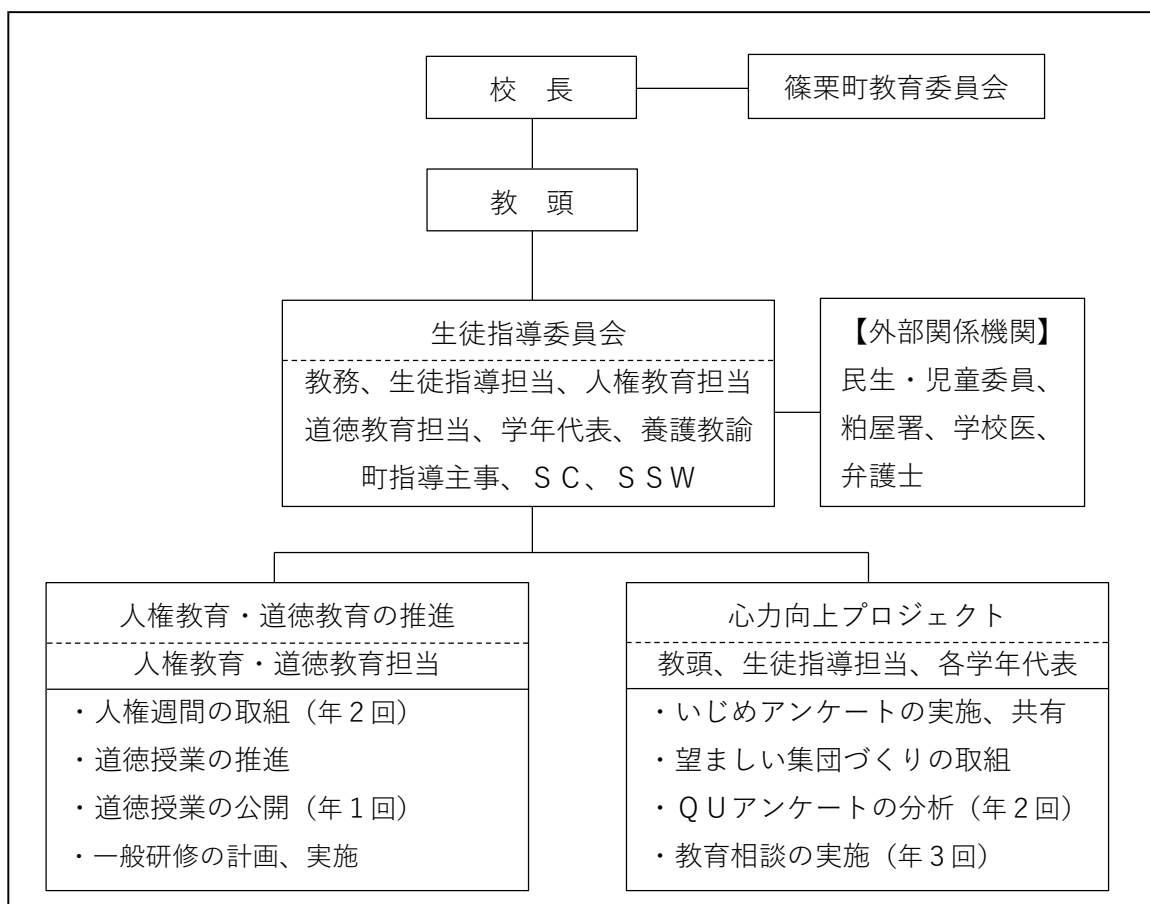
学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

本校では、上記のことを踏まえ、「勢門小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## II 各論

### 1 校内組織



### 2 防止に係る取組の年間計画

取組の視点	ねらい	具体的な取組	時期	評価
1 教師の視点からの早期発見	○いじめ防止に係る組織の発足	●心力向上プロジェクトのマネジメントシート作成 ・取組内容の決定 ・取組の推進計画の作成 ・取組毎の役割分担 等	4月 通年毎月 第3週	
	○「配慮を要する児童」の確認	●個別の指導計画の作成について提案、作成	4・7月	
		●学級編成時に、旧学年担任と情報共有	4月	

	○豊かな情操と 道徳心を涵養 し、心の通う対 人交流の能力の 素地を養う	●いじめ防止に資する内容 【道徳】 ◆全学年共通内容 ・善悪の判断 ・生命尊重 ・友情信頼 ・親切、思いやり ◆学年別内容 ・低学年：個性伸長 ・中学年：公正公平、社会正義 ・よりよく生きる喜び 【学級活動】 1年：友達と仲良くしよう 2年：友達と仲良くなろう 3年：友達の良さを認めよう 4年：上手な話し方・聴き方 5年：聴き方・伝え方 6年：人権集会の参加の仕方 を考えよう	通年       11月～ 12月	
2 児童の視点か らの早期発見の 取組	○安心できる人 間関係、学級づ くり ○自尊感情の高 揚	●いじめアンケートの実施 ※無記名式アンケート ●SOS ミニレターの配付 ●QU アンケートの実施 ●QU アンケート分析及び学 級・学年集団づくりへの活用	通年毎月  7月 6・12月 8・1月	
3 保護者の視点 からの早期発見 の取組	○いじめ問題へ の理解啓発と家 庭の協力要請	●いじめ早期発見・早期対応 家庭用リーフレットの配付	3月	
4 いじめ問題等 に関する校内研 修の充実	○児童理解に基 づくいじめ問題 への対応力の向 上	●一般研修 ・児童理解 ・学級集団づくり ・いじめ問題への対応 ・不登校 等	7月～ 8月	
5 教育相談体制 の整備	○児童の悩みや 不安の把握、解 消	●相談ポストの設置、周知 ●QU アンケート等を生かし た教育相談の実施	4月 10月 2月	

		●いじめアンケートに基づく教育相談の実施	通年随時	
6 生徒指導体制の整備	○いじめ防止の組織的な取組推進	●集団づくり部会によるいじめアンケート結果及び対応の共有	通年毎月第3週	
		●いじめ問題に対するケース会議の実施	通年随時	
		●関係機関との連携		

### 3 いじめを生まない教育活動の推進（未然防止 プロアクティブ）

#### (1) 命の大切さを学ぶ道德の時間の充実

道德の時間において、命を偶然性、有限性、連続性の視点からとらえ、指導の充実を図る。特に、生命尊重や家族愛の内容項目を基盤とした道德の時間を構成する。

#### (2) 命を大切に作る心を育む体験活動の充実

命を大切に作る心を育むためには、命と直接接する場面を持った体験活動の設定が必要である。そこで、生まれくる命、育つ命、死にゆく命の3つの場面を考える。

そこで、直接的、間接的に体験できる活動として、生活科の飼育・栽培や昔遊び、自分発見、総合的な学習の時間の身近な人々との触れ合い、米作り、一人一鉢、理科の生命のつながり、家庭科の家族の生活などの学習を実施する。

#### (3) 校長による命の大切さ等を訴える講話の実施

いじめの防止のためには、「いじめは人間として絶対に許されない」、「学校からいじめを根絶する」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが重要である。

そのために、校長が率先して、職員会議や全校集会などにおいて命の大切さ等を訴えかけ、日常的にいじめの問題に触れ、学校としてのいじめに対峙する決意を全ての児童や教職員に伝えていくことが有効である。

そこで、2学期の始業式において、第二次世界大戦等を取り上げ、平和や命の大切さについて話すとともに、学校生活で一人一人ができることを考えさせる機会を設ける。

#### (4) 学級活動における話し合いの活動の充実

学級活動における話し合い活動は、児童が共同して解決すべき課題や全員に共通する課題を見つけ、全員で話し合い「自分もよくて、みんなにとってもよい目標（方法）」を合意形成し、分担・協力して実践したり、自分で決めた目標に向け励まし合いながら実践したりする活動であり、多様な考えを交流し、違いを乗り越えた折り合いの付け方を学ぶ活動である。

そこで、内容（1）の題材について、教育指導計画に明示し、意図的・計画的に実施するようにしている。

#### (5)人間関係・集団づくり等のスキル指導の推進

児童は、遊びや集団活動の中で、人間関係づくりや社会性、耐性などを学んでいる。

しかし、情報通信手段の発達、地域コミュニティの弱体化、異年齢・異世代の交流機会の減少、体験の不足などにより、人とのかかわりが希薄になっている。このため、学校においては児童に様々な人々とのふれあいの場を設けたり、人間関係形成や社会性に関する技能（スキル）に特化した指導を行ったりする等の取組が必要である。

そこで、仲間作りの取組として、構成的グループエンカウンター等を年間5回実施することとしている。

#### 4 いじめの早期発見（リアクティブ）

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からもいじめている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応する事が重要である。

早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見のがさない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

##### (1)児童が出すいじめのサイン

###### ①表情や言動の変化

- ・日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか。

###### ②他の児童と違った言動や表情

- ・グループを作るときにいつも最後まで残る児童はいないか。
- ・友だちからの挨拶や言葉かけがない児童はいないか。

###### ③特定の児童への対応の差異

- ・一緒に遊んでいる友だちに異常なほどの気遣いをしていないか。
- ・特定の児童が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

###### ④学級の雰囲気

- ・学級全体に無気力感はないか。
- ・一部のボスの児童を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。

## (2)早期発見（リアクティブ）のための方法

### ①観察

- ・授業だけでなく、朝の会、休み時間、給食時間等も声をかけ、様相をチェックする。（いじめチェックリストによる定期的な点検）
- ・健康観察でよく腹痛や頭痛をよく訴えることはないか。

### ②情報収集

- ・生活・いじめについてのアンケート調査を毎月行う。  
※アンケートに気になる内容が記されていた場合は、直ちに教育相談を実施する。
- ・相談ボックスの設置。
- ・生徒指導担当教員、養護教諭による教育相談日を設定する。
- ・保護者・地域からの情報に耳を傾ける。

### ③客観的理解

- ・QUテスト等の検査を通じて客観的な理解に努める。

## 5 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職の指導のもと対応する。更に、いじめアンケートで把握した案件は、全て月例報告に上げていく。

### (1)対応のポイント

#### ○いじめられた児童生徒に対して

#### 一次対応（緊急対応）

- ①いじめの事実関係を正確に把握する。
- ②いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、心のケアをする。
- ③校長及関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

#### 二次対応（短期対応）

- ④保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童を支援する体制を整える。

#### 三次対応（長期対応）

- ⑤いじめられた児童の学級及び集団への対応を促進する。

#### ○いじめた児童生徒に対して

#### 一次対応（緊急対応）

- ①いじめの事実と経過を複数の教師で確認する。
- ②校長・関係職員、及び保護者に把握した事実を正確に伝える。

#### 二次対応（短期対応）

- ③いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。

#### 三次対応（長期対応）

- ④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

#### ○保護者への対応における配慮事項

##### 一次対応（緊急対応）

- ①いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡する。
- ②複数の教師で家庭訪問を行い、直接保護者に事実を正確に伝える。
- ③保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。

##### 二次対応（短期対応）

- ④新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。
- ⑤加害・被害にかかわらず、誠意を持って対応し、協働して問題解決を図る。

##### 三次対応（長期対応）

- ⑥今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼する。

#### (2)対応時の留意点

##### ① いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の子ども達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

##### ② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当者)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

##### 【確認すべき情報】

- ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ …………… 【内容】

◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】

◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

※子どもの個人情報、その取扱いに十分注意すること。

### (3)いじめに対する具体的な対応

#### ① いじめられた子どもに対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ② いじめられた子どもの保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### ③ いじめた子どもに対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ④ いじめた子どもの保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ⑤ 周りの子ども達に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年等に示す。

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### ⑥継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どものよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 6 児童生徒理解と教育相談体制の整備

いじめの問題の早期対応に向けて、県や学校設置者と連携して心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努めることが大切である。

また、県や学校設置者と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市町村の相談窓口学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努めていく。

本校では、毎月2名のSCが町から配置されており、随時、児童の観察や指導、保護者の教育相談、職員研修などを実施している。また、昨年度から県派遣のSCが年間28時間配置されており、児童の観察や指導、職員研修を行っており、今後も、意図的・計画的な活用に努めていく。

## 7 教員研修の充実

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高めるための校内研修が必要である。「いじめは、どの学にもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加 できるような工夫をすることが大切である。

そのために、篠栗町教委員会や県教育センターなどと連携し、スクールカウンセラー

やスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究、ロール・プレイングの手法を活用した演習等を計画的に実施する。

## 8 保護者・地域等への働きかけ

保護者・地域等に対しては、「学校いじめ防止基本方針」についての趣旨や理解を求めたい点について説明していくことが大切である。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画していく。

### ①保護者・地域等への説明

- ・学校HP掲載による説明……4月末
- ・学校通信での説明……5月
- ・学校運営協議会での説明……5月

### ② 個別懇談の取組

- ・個人懇談……5月

### ③心の教育授業公開と学級懇談会

- ・道徳授業公開・学級懇談……10月または2月

### ④ネット等いじめ防止

- ・保護者と学ぶ規範意識育成事業……5・6年生を対象に実施
- ・情報モラル教育……全学年

### ⑤PTAと連携した取組

- ・いじめ発見リーフレット配付……5月、10月

## 9 いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価と検証

学校においては、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に活かすようにする。また、学校運営協議会において、学校いじめ防止基本方針や方針に基づく取組の報告を行い、改善に向けた評価・指導を受ける。

## 10 重大事態への対応

### (1)重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒状況に着目して判断する。

(例 ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処として市町村立学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

○ 調査組織の設置及び事実関係の調査（法第28条第1）

○ 調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供（法第28条第2項）

○ 重大事態が発生した場合、市町村教育委員会を通じて、市町村長に報告（法第30条第1項）

(3) 学校の設置者又は市町村立学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」や「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」等により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

○ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市町村教育委員会に、事態発生について報告しなければならない。

○ 市町村教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を

受け、市町村長へ事態発生について報告しなければならない。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。

- 市町村教育委員会又は学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 市町村教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市町村教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。
- 学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

## ② 調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けなければならない。

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法や、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者で構成する第三者委員会を立ち上げる方法等により設置する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

## ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐ事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で、学校の設置者又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に学校の設置者がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりを指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査などにより行う。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定め法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)等、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡

なくなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当り、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- 報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、県及び学校の設置者は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

#### ④ その他留意事項

法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置

を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討することが必要である。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

##### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその保設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことは行わない。

質問票による調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提

供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

②調査結果の報告

調査結果について、市町村立学校に係る調査結果は、当該市町村長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。